様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　第０４３００１８０４９０号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　熊本県宇城市小川町南小野１２１３番地１
氏　　名　　株式会社前﨑産業
　　代表取締役　前﨑　国男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第１項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事　木　村　敬

熊本県知事印 宇城

許可の年月日　　令和７年（２０２５年）８月１５日

許可の有効年月日　　令和１１年（２０２９年）１１月２６日

１．事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物を除く）	積替保管	※○：取り扱うもの　◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有産業廃棄物	自動車等破砕物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
燃え殻	－	○	－	－	－
汚泥	－	－		－	－
廃油	－	○		－	－
廃プラスチック類	－	○		○	－
紙くず	－	○		－	－
木くず	－	○		－	－
繊維くず	－	○		－	－
動植物性残さ	－	－		－	－
ゴムくず	－	○		－	－
金属くず	－	○		○	－
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	－	○		○	－
がれき類	－	○		－	－

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ　　「無」

３．許可の条件
（１）　熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
（２）　熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

４．許可の更新又は変更の状況

（１）　平成２６年（２０１４年）１１月２７日付けで新規許可

（２）　令和元年（２０１９年）６月１２日付けの変更届出により「水銀使用製品産業廃棄物」に関する表記変更

（３）　令和元年（２０１９年）１２月２０日付けで事業範囲の変更許可により取り扱う産業廃棄物の種類に「動植物性残さ」を追加

（４）　令和元年（２０１９年）１２月２０日付けで更新許可

（５）　令和６年（２０２４年）１２月１８日付けで更新許可

（６）　令和７年（２０２５年）８月１５日付けで事業範囲の変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類に「廃油の石綿含有廃棄物」を追加）

５．積替え許可の有無　　「無」

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　「無」

備考